

令和6年
上尾市教育委員会第1回臨時会

議案第6号 追加資料

- ・上尾市学校施設更新計画基本計画
「方向性2 子供たちの学びに望ましい学校規模の維持」<79頁～86頁 抜粋>
- ・令和4年度実施 アンケート調査結果（抜粋）

方向性 2 子供たちの学びに望ましい学校規模の維持

【 学校規模の適正化方針 】

- ★ 小学校においては、児童生徒数の見込みにより、全ての学年で1学級(全体で6学級(特別支援学級を含まない))の状態が5年以上継続することが見込まれた場合に、教育的な影響の改善を図るために、地域の実情を勘案しながら、統廃合を含めた学校の再編について、検討を開始します。
- ★ 中学校においては、教科担任の配置が困難となる8学級以下(特別支援学級を含まない)の状態が5年以上継続することが見込まれた場合、小学校同様に、統廃合を含めた学校の再編について、検討を開始します。
- ★ 学校の再編に当たっては、将来の児童生徒数の動向を総合的に検証し、通学区域の見直しや学校の統廃合による望ましい学校規模の維持に努め、その実施に当たっては、保護者や地域住民との対話を通じて合意形成を図りながら、進めていきます。

(1) 学校規模の標準と国における適正規模の考え方

- ・学校規模の標準については、省令において、小・中学校ともに、12学級以上18学級以下を標準とすることを規定しています。また、ただし書きにより、地域の実態などにより弾力的な運用が認められています。

○学校教育法施行規則(昭和22文部省令第11号)

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から第49条まで ~中略~ の規定は、中学校に準用する。

- ・中央教育審議会答申においては、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた具体的な方策として、学校規模の適正化について述べています。
- ・また、財政制度審議会・財政制度分科会が令和3(2021)年3月21日に財務大臣に対して建議した「財政健全化に向けた建議」においては、財政的な見地から、学校施設の効率的な整備について、「適正な学校規模を踏まえた統廃合や他の施設との複合化等を推進していくことが、児童生徒の教育にとっても、地方公共団体の財政の持続可能性の確保にとっても重要であることは言うまでもない。」と述べています。
- ・文部科学省では、少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されるとして、平成27(2015)年1月27日に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめました。ポイントとなる部分については、次ページに記載のとおりです。

○文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」 [抜粋]

1章 はじめに ～学校規模適正化の背景と本手引の位置付け

(2) 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

【教育的な観点】

○学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

○学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。各市町村においては、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考える必要があります。

2章 適正規模・適正配置について

(1) 学校規模の適正化

【基本的視点 - (1)学級数に関する視点】

(学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

○上記で述べたような(※「上記」省略)学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、いずれも一般的に想定されるものであり、実際に個別の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なりますが、仮に上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。

- ・ 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・ 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ・ 協働的な学びの実現が困難となる
- ・ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ・ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ・ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ・ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ・ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

(望ましい学級数の考え方)

○こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。

○中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

○なお、現時点で12学級～18学級の標準的な規模である学校についても、少なくとも今後10年以上の児童生徒数の動向等を踏まえ、児童生徒数の減少による教育条件の悪化や教育課題の顕在化が不可避であることが明らかな場合には、地域の将来像を全体的に構想する中で、時間的な余裕を持って学校統合の適否に係る検討を始めることが有用であると考えられます。

(2) 上尾市の学校規模の考え方

① 子供たちの学びに望ましい学校規模

- ・上尾市では、国の法令等を参考に、令和元（2019）年12月に策定した「上尾市学校施設更新計画基本方針」において、「学校規模の定義」と「許容できる最低規模の基準」を下表のとおり定めています。

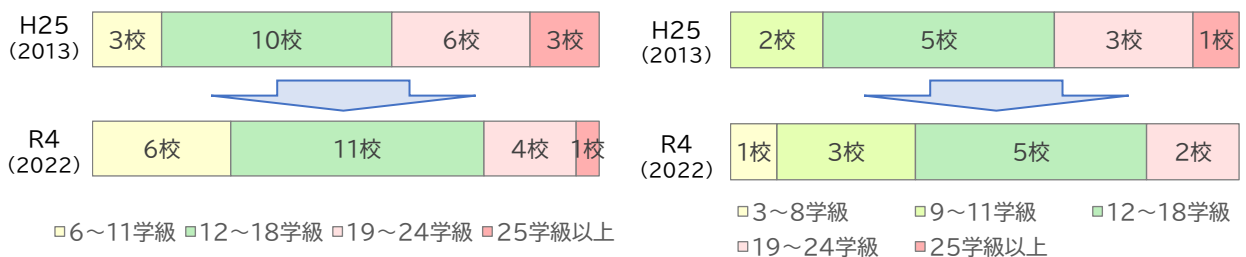
学校規模	小学校の基準	中学校の基準
許容できる最低規模	12学級	9学級
小規模校	6～11学級	3～8学級
準小規模校	—	9～11学級
適正規模校	12～18学級	12～18学級
準適正規模校	19～24学級	19～24学級
大規模校	25～30学級	25～30学級

※ 特別支援学級を含まない

- ・学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれています。
- ・現在の上尾市における学校規模は、11学級以下の小規模な学校から25学級以上の大規模な学校まで、様々な学校が点在しており、直近10年間では、小・中学校ともに25学級以上の大規模な学校が減少し、11学級以下の小規模校が増加している状況であります。

■小学校（規模別）※特別支援学級を含まない

■中学校（規模別）※特別支援学級を含まない



図表 6-1 小・中学校の学校規模（推移）

- ・市民アンケートや学校アンケートでは約7割の人が、学校規模の偏りを解消するため、学校規模の適正化が必要と回答しています（61ページ参照）。

- ・学校の小規模化に伴う課題（小規模校のメリット・デメリットについては 84 ページ参照）を解消するため、本計画では、市民アンケートや学校アンケートの調査結果等を踏まえ、学校施設の配置状況と今後の児童生徒数の動向から、下記のとおり「子供たちの学びに望ましい学校規模」を定めるとともに、適正規模化に向けた対応を示します。

【 子供たちの学びに望ましい学校規模 】

小学校	12 学級以上 18 学級以下
中学校	

1校あたりの学級数（特別支援学級を含まない）

- ・小学校は全ての学年で1学級編制の状態が5年以上継続すること、中学校は8学級以下（特別支援学級を含まない）の状態が5年以上継続することが見込まれる場合、学校関係者、保護者や地域住民とともに、統廃合を含めた学校の再編について、検討を開始します。
- ・また、「子供たちの学びに望ましい学校規模」に当てはまらない規模の学校については、現状の児童生徒数の下での具体的な教育的課題や影響について総合的に分析を行い、将来における児童生徒数の動向や通学区域内の住宅開発の状況等を見据えながら、望ましい学校規模に向けて学区調整区域を検討するなど、適宜、対応するものとします。
- ・特別支援学級については、学級編制や教員配置の考え方が通常の学級とは異なること、また、全ての小・中学校に設置することを基本としていることから、学校規模に関わらず必要な学級数を確保します。
- ・学校規模の適正化により見込まれる教育的効果は、85 ページ「(3) 学校規模の適正化により見込まれる教育的効果」に掲げる事項が考えられます。

② 学校再編を進めるに当たっての留意事項

1) 児童生徒の通学距離・安全確保

- ・法令において、適正な学校規模の条件として、通学距離については、小学校にあっては概ね 4 キロメートル以内、中学校にあっては概ね 6 キロメートル以内であることが適正としています。(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令)
- ・学校再編に当たって、徒歩による通学距離については、小学校にあっては概ね 1.5 キロメートル以内、中学校にあっては概ね 2.0 キロメートル以内を目安に、子供の発達段階、通学の安全確保、地域の道路事情等を総合的に勘案して、検討します。また、やむなく目安を超えて通学する児童生徒が発生する場合は、その通学方法についても検討していきます。
- ・なお、学校再編の検討に当たっては、学校関係者、保護者や地域住民との丁寧な対話を通じて合意形成を図ります。

2) 通学区域の変更

- ・通学区域の変更にあたっては、学校関係者や保護者をはじめ、未就学児保護者や地域からの意見を聴取した上、地域全体の意向を踏まえ、検討を行っていきます。

3) 再編後の学校規模等

- ・学校再編にあたっては、児童生徒の教育環境の改善の観点を中心に捉え、「子供たちの学びに望ましい学校規模」を目安に再編を検討します。
- ・特別支援学級については、学校再編による特別支援学級の児童生徒の教育的な影響や身体的・精神的な負担等を考慮し、特別支援学級の児童生徒や保護者の意見を尊重しながら検討します。

4) 既存施設・敷地の有効活用

- ・学校再編により不用となる学校敷地や耐用年数内での校舎や体育館の活用については、地域の意向を踏まえ検討していきます。
- ・指定避難所としていた学校施設については、災害時の指定避難所としての活用のほか、平時にはスポーツ活動や生涯学習活動における活用について検討します。

【小規模校のメリット・デメリット】

<参考> 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省 H27.1）【抜粋】

【小規模校のメリット】

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

【学級数が少ないことによる学校運営上の課題（小規模校のデメリット）】

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

(3) 学校規模の適正化により見込まれる教育的効果

① 教育環境（人間関係、指導面）

- 子供たちが多様な集団の中で社会性や豊かな人間関係を築くことができる。
- 様々なグループでの学習活動などが設定でき、個に応じたきめ細かな指導と集団の相互作用を生かした指導の両方が可能となる。
- 児童生徒同士の間人間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。
- 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。
- 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。
- クラス替えを契機として、児童生徒が気持ちや意欲を新たにすることができる。
- 学級同士が切磋琢磨したり、協力したりする環境を作ることができる。
- 学級に枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導体制をとることができる。
- 多くの教員がいることにより、生徒が多様な価値観に触れながら、学び合う機会が増え、資質を向上させることができる。

② 教員配置

- 中学校では、全教科に専門の教員を配置することができる。
- 学級担任以外の教員を多く配置することができる。
- バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が可能となる。

③ 学校管理・運営

- ティーム・ティーチングによる指導（T・T指導）、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法を実現することができる。
- 人員が十分なことから、教職員が気兼ねなく休暇を取得することができる。
- 校外における研修等に参加する機会が確保され、教職員の資質向上を図ることができる。
- 教職員一人当たりの校務や行事に関わる負担を分散・軽減させることができる。
- 教職員の負担軽減により、教材研究などより多くの時間を費やすことができる。

学校規模の適正化によって、児童生徒に身に付けさせるべき資質・能力を着実に育むことができる教育環境の提供と、学校を支える教職員の組織体制や勤務環境の充実を目指します。

Topic 教職員の配置

教職員の定数は、学級数に応じて各都道府県ごとに定められています。上尾市立の小・中学校の教職員は、埼玉県教育委員会が「埼玉縣市町村立小・中学校県費負担教職員配当基準」 ※35 ページ参照 に基づき、配置しています。

一般的に、小規模校では、教職員1人が担当する1週間当たりの平均授業時数が増加したり、授業以外の業務についても分担する教職員が少ないため、1人当たりの業務量が増加するなど、さまざまな負担が全体的に増加することが課題となっています。

小 学 校 1 2 学 級 <教職員構成> <table border="1"> <tbody> <tr><td>校 長</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>教 頭</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>教 諭</td><td>1 4 人</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>計</td><td>1 8 人</td></tr> </tbody> </table>	校 長	1 人	教 頭	1 人	教 諭	1 4 人	養護教諭	1 人	事務職員	1 人	計	1 8 人	⇔	小 学 校 6 学 級 <教職員構成> <table border="1"> <tbody> <tr><td>校 長</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>教 頭</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>教 諭</td><td>7 人</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>計</td><td>1 1 人</td></tr> </tbody> </table> 教職員が少ないがゆえ、担当する校務分掌も多い ※37 ページ参照	校 長	1 人	教 頭	1 人	教 諭	7 人	養護教諭	1 人	事務職員	1 人	計	1 1 人
校 長	1 人																									
教 頭	1 人																									
教 諭	1 4 人																									
養護教諭	1 人																									
事務職員	1 人																									
計	1 8 人																									
校 長	1 人																									
教 頭	1 人																									
教 諭	7 人																									
養護教諭	1 人																									
事務職員	1 人																									
計	1 1 人																									
中 学 校 9 学 級 <教職員構成> <table border="1"> <tbody> <tr><td>校 長</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>教 頭</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>教 諭</td><td>1 5 人</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>計</td><td>1 9 人</td></tr> </tbody> </table> < 授業時数 事例 > 英語：(週) 18 コマのほか、道徳、特別活動、総合を担当	校 長	1 人	教 頭	1 人	教 諭	1 5 人	養護教諭	1 人	事務職員	1 人	計	1 9 人	⇔	中 学 校 6 学 級 <教職員構成> <table border="1"> <tbody> <tr><td>校 長</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>教 頭</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>教 諭</td><td>1 0 人</td></tr> <tr><td>養護教諭</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>事務職員</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>計</td><td>1 4 人</td></tr> </tbody> </table> < 授業時数 事例 > 英語：(週) 24 コマのほか、道徳、特別活動、総合を担当。複数学年を担当することにより、教材研究の時間も増加	校 長	1 人	教 頭	1 人	教 諭	1 0 人	養護教諭	1 人	事務職員	1 人	計	1 4 人
校 長	1 人																									
教 頭	1 人																									
教 諭	1 5 人																									
養護教諭	1 人																									
事務職員	1 人																									
計	1 9 人																									
校 長	1 人																									
教 頭	1 人																									
教 諭	1 0 人																									
養護教諭	1 人																									
事務職員	1 人																									
計	1 4 人																									

令和4年度実施 アンケート調査結果(抜粋)

【学校再編により学校規模の適正化することについての是非】

	必要	どちらかといえば必要	どちらかといえば不要	不要	わからない	不明
市民 n = 1044	350 (33.5%)	416 (39.8%)	75 (7.2%)	56 (5.4%)	136 (13.0%)	11 (1.1%)
	766 (73.4%)		132 (12.6%)			
未就学保護者 n = 660	204 (30.9%)	274 (41.5%)	66 (10.0%)	49 (7.4%)	57 (8.6%)	10 (1.5%)
	478 (72.4%)		115 (17.4%)			
現保護者 n = 10299 <n=9499>※	2,531 (24.6%)	4,344 (42.2%)	824 (8.0%)	481 (4.7%)	1,299 (12.6%)	820 (8.0%)
	6,875 (66.8%) <72.4%>		1,305 (12.7%) <13.7%>		<13.7%>	<->
教員 n = 646	224 (34.7%)	274 (42.4%)	52 (8.0%)	25 (3.9%)	69 (10.7%)	2 (0.3%)
	498 (77.1%)		77 (11.9%)			

※ 未回答などの「不明」のサンプルが一定数を占めているため、当該「不明」のサンプル数を除いた場合の構成割合を<>に記している。

【学校の適切なクラス数】

《小学校》

	1クラス	2クラス	3クラス	4クラス	5クラス以上	わからない	不明
未就学保護者 n = 660	5 (0.8%)	81 (12.3%)	466 (70.6%)	89 (13.5%)	15 (2.3%)		4 (0.6%)
小学校保護者 n = 7347 <n=6685>※	25 (0.3%) <0.3%>	428 (5.8%) <6.4%>	4,016 (54.7%) <60.1%>	1,507 (20.5%) <22.5%>	176 (2.4%) <2.6%>	533 (7.3%) <8.0%>	662 (9.0%) <->
児童 n = 2986	158 (5.3%)	538 (18.0%)	1,029 (34.5%)	919 (30.8%)	217 (7.3%)	123 (4.1%)	2 (0.1%)
小学校教員 n = 415 <n=382>	3 (0.7%) <0.7%>	27 (6.5%) <7.1%>	308 (74.2%) <80.6%>	42 (10.1%) <11.0%>	2 (0.5%) <0.5%>		33 (8.0%) <->

※ 未回答などの「不明」のサンプルが一定数を占めているため、当該「不明」のサンプル数を除いた場合の構成割合を<>に記している。

《中学校》

	1クラス	2クラス	3クラス	4クラス	5クラス	6クラス	7クラス以上	わからない	不明
未就学保護者 n = 660	1 (0.2%)	7 (1.1%)	100 (15.2%)	177 (26.8%)	237 (35.9%)	115 (17.4%)	19 (2.9%)		4 (0.6%)
中学校保護者 n = 3604 <n=3263>	3 (0.1%) <0.1%>	13 (0.4%) <0.4%>	215 (6.0%) <6.6%>	656 (18.2%) <20.1%>	1,144 (31.7%) <35.1%>	597 (16.6%) <18.3%>	204 (5.7%) <6.2%>	431 (12.0%) <13.2%>	341 (9.5%) <->
生徒 n = 4152	51 (1.2%)	151 (3.6%)	530 (12.8%)	657 (15.8%)	1,195 (28.8%)	542 (13.1%)	617 (14.9%)	403 (9.7%)	6 (0.1%)
中学校教員 n = 231	0 (0.0%)	1 (0.4%)	21 (9.1%)	108 (46.8%)	60 (26.0%)	27 (11.7%)	4 (1.7%)		10 (4.3%)

※ 未回答などの「不明」のサンプルが一定数を占めているため、当該「不明」のサンプル数を除いた場合の構成割合を<>に記している。

【再編検討組織に必要なメンバー（複数回答可）】

	保護者	地域住民	学校関係者	市民公募	市議会議員	有識者	その他	不明
市民 n = 1044	847 (81.1%)	659 (63.1%)	764 (73.2%)	368 (35.2%)	209 (20.0%)	483 (46.3%)	46 (4.4%)	14 (1.3%)
未就学保護者 n = 660	539 (81.7%)	311 (47.1%)	504 (76.4%)	189 (28.6%)	169 (25.6%)	343 (52.0%)	48 (7.3%)	12 (1.8%)
現保護者 n = 10299 <n=7819>	5,778 (56.1%) <73.9%>	3,878 (37.7%) <49.6%>	6,183 (60.0%) <79.1%>	1,729 (16.8%) <22.1%>	1,218 (11.8%) <15.6%>	2,934 (28.5%) <37.5%>	351 (3.4%) <4.5%>	2,480 (24.1%) <->

※ 未回答などの「不明」のサンプルが一定数を占めているため、当該「不明」のサンプル数を除いた場合の構成割合を<>に記している。